

## 第 1 0 0 号議案

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和元年 9 月 2 0 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

足立区職員の退職手当に関する条例（昭和 5 0 年足立区条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条第 5 項中「）の職員」の次に「（規則で定める者を除く。）」を加え、同条第 8 項中「第 5 項」を「第 6 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条中第 7 項を第 8 項とし、第 6 項を第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 足立区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年足立区条例第 号）第 2 条第 1 項第 1 号に規定するフルタイム会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）が退職した場合（第 2 1 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再びフルタイム会計年度任用職員となつたときは、第 3 項の規定を準用する。この場合において、退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員としての引き続いた在職期間によるものとし、当該在職期間の計算は、フルタイム会計年度任用職員となつた日の属する月から退職した日の属する月までの月数によるものとする。

第 2 1 条第 1 項第 2 号中「（同法第 1 6 条第 1 号に該当する場合を除く。）」を削る。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 1 条第

1 項第 2 号の改正規定は、令和元年 12 月 14 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第 13 条第 5 項の規定は、令和 2 年 4 月 1 日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方公務員法の改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。